

平成25年度決算に基づく健全化判断比率等について

* * * 健全化判断比率等について * * *

「健全化判断比率」とは、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 の4つの指標からなり、それぞれの比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」(④将来負担比率は「財政再生段階」なし)の3つに区分されます。

「資金不足比率」とは、水道事業など公営企業に係る会計ごとに算定する指標で、「健全段階」「経営健全化段階」の2つに区分されます。

* * * 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等について * * *

本町の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

1 健全化判断比率

	上三川町の比率		国が定める基準	
	25年度	24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	14.09%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	19.09%	30.00%
実質公債費比率 (3か年平均)	8.4%	8.3%	25.0%	35.0%
(単年度)	(7.1%)	(9.0%)		
将来負担比率	14.1%	18.1%	350.0%	—

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、赤字額がないため算定されません。(「—」で表示しています。)

『実質公債費比率』について、「単年度」ではクリーンパーク茂原整備事業のための起債（H10度借入分）の償還終了等、公債費（＝借金返済額）が前年度より減少したことなどにより、指数は改善する結果となっています。

H22度は南部クリーンセンター(五分一地区)供用開始に伴い、一時的に受益者からの負担金収入がありました。そのため、一般会計から農業集落排水事業特別会計への操出金を減額でき、単年度指数が6.9%と一時的に低くなっていました。「3カ年平均」での【H23～H25】と【H22～H24】の比較では、若干の指数上昇となっています。

『将来負担比率』については、当初予算より税収入が増額となり、基金（＝貯金）の取り崩しが抑えられたこと、また起債の発行（＝新規の借金）を抑制すること【新規の借金 < 借金返済額】で、起債残高が減少したことなどにより、指数は改善することとなりました。

ことばの意味

《実質赤字比率》

一般会計等を対象とした赤字額の標準財政規模に対する割合。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模…普通交付税(=国からの交付金)を計算するうえで算定される、その地方公共団体の標準的な一般財源の収入見込額のこと。財政を分析する際などに、その団体の財政能力とみなされています。

《連結実質赤字比率》

公営企業会計を含む全会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する割合。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

《実質公債費比率》

一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずる費用の標準財政規模に対する割合。

(※3カ年平均値が基準値とされています。)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{公債費等} - (\text{公債費等充当特定財源} + \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額}}$$

※基準財政需要額…普通交付税を計算するうえで算出される、標準的な地方公共団体が一般的な水準において地方行政を行う場合に要する経費のこと。

《将来負担比率》

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{基金残高} + \text{将来負担額充当特定財源} + \text{起債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額}}$$

《早期健全化基準》……イエローカード

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的・計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率それぞれに定められた数値。この基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に努めることとなります。

《財政再生基準》……レッドカード

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率(将来負担比率を除く。)それぞれに定められた数値(早期健全化基準を超えるもの)。この基準以上となった場合、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に努めることとなります。

2 資金不足比率

	上三川町の比率		国が定める基準 経営健全化基準
	25年度	24年度	
水道事業会計	—	—	20.00%
公共下水道事業特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	

※ **資金不足額がないため算定されません。(「-」で表示しています。)**

ことばの意味

《資金不足比率》

公営企業特別会計(一般会計とは切り離して、独立採算制をとっています。)の資金不足を、公営企業の事業規模となる「料金収入」の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

《経営健全化基準》

自主的・計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。この基準以上となった場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。

3 結果

① 健全化判断比率

全ての比率において、財政再生基準、早期健全化基準を下回っており、**健全段階**となりました。

② 資金不足比率

全ての会計の比率において、経営健全化基準を下回って（資金不足額が生じていなければ、該当なし）おり、**健全段階**となりました。